

公共工事を受注された経営者の方へ

地域建設業経営強化融資制度

ご案内



本制度利用のメリット

- 工事の途中段階で工事請負代金債権の資金化が図れます。
- 国から助成金が支給されるため、金利等の負担が最小限で済みます。
- 本制度による借入金は、経営事項審査を受ける際に有利となります。
- 金融機関の審査もなく、迅速に融資が受けられます。

*詳しくは3. 本制度利用のメリットをご覧ください。

まずはお近くの融資事業者・相談窓口または当基金へお問い合わせ下さい。

*当リーフレット最終ページをご参照下さい。

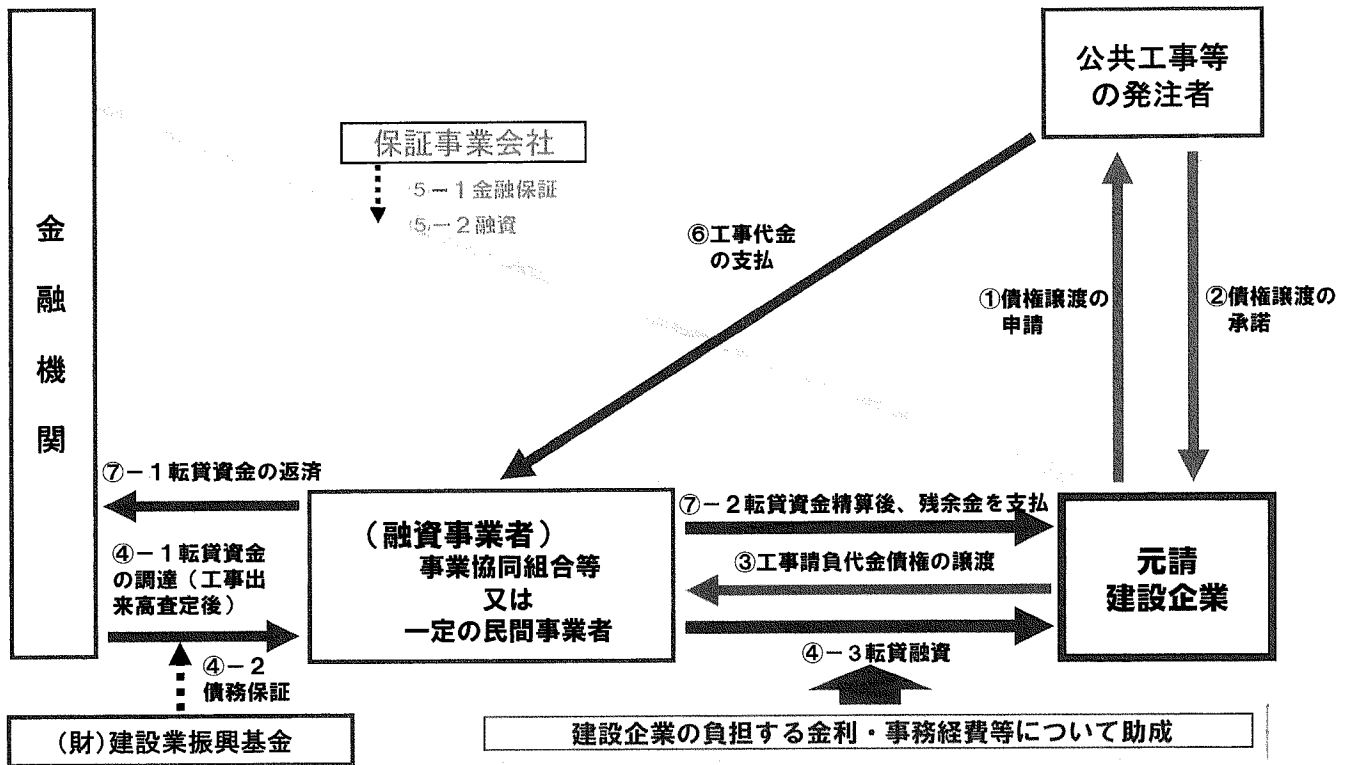
一般財団法人**建設業振興基金**

TEL 03-5473-4575

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

1. 本制度の概要

[本制度のスキーム図]



(手続の流れ)

- ①建設企業は発注者に工事請負代金債権の債権譲渡承諾を申請する。
- ②建設企業は発注者から債権譲渡の承諾を得る。
- ③建設企業は融資事業者へ工事請負代金債権を債権譲渡する。
- ④融資事業者は工事の出来高査定を行い、融資金額を算定して金融機関から転貸資金を調達し、建設企業へ転貸融資する(助成金の対象)。
- ⑤建設企業は保証事業会社の金融保証による未完成工事部分の融資を受けることが可能(助成金の対象外)。
- ⑥発注者は工事完成後、融資事業者に工事代金を支払う。
- ⑦融資事業者は転貸資金を精算のうえ、残余金を建設企業へ返還する。

* 必要書類は融資事業者で用意しますので、建設企業が個別に準備する必要はございません。

2. 利用要件等

(1) 対象となる建設業者

中小・中堅建設業者（資本金20億円以下又は従業員1500人以下）

(2) 対象となる建設工事

国、地方公共団体等の発注する工事

*ただし、低入札工事、役務的保証が付された工事は対象外です。

(3) 借入条件等

本制度を取り扱っている融資事業者及び相談窓口（最終ページ参照）にお問い合わせ下さい。

建設業協同組合に加入いただいていない企業は、民間事業者にお問い合わせ下さい。

3. 本制度利用のメリット

(1) 工事の途中段階で工事請負代金債権の資金化が図れます。

本制度は工事出来高が50%を超えた時点から利用できます。出来高に応じて複数回利用することも可能です。また、工事完成後、発注者からの工事代金が入金するまでの間に利用することも可能です。

(2) 国から助成金が支給されるため、金利等の負担が最小限で済みます。

スキーム図④-3の転貸融資利用の際、金利、出来高査定等負担する経費に対し、国から助成金が支給されますので、極めて最小限の経費負担で融資が受けられます。
*助成金は本制度利用後に融資事業者を通じて支給されます。

(3) 本制度による借入金は、経営事項審査を受ける際に有利となります。

本制度による借入金（スキーム図④-3の転貸融資による借入金）は、経営事項審査の経営状況分析における負債回転期間を算出する際の負債合計額から控除できることになっていますので、経営事項審査の評点が下がることはありません。

(4) 金融機関の審査もなく、迅速に融資が受けられます。

本制度の融資金は、融資事業者が金融機関から借り入れるにあたり、当基金が債務保証を行っているため、建設企業の融資枠を利用しません。これにより、保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速（工事出来高査定後概ね1週間以内）に融資が受けられます。

利用者の声

(A社)

当社は何度も地域建設業経営強化融資制度を活用させてもらっている。特に、契約変更により工期が延長になり、発注者からの工事代金の入金が遅れるときなどは非常にありがたい。

景気の良かったころと比べ、公共工事が減少している昨今、建設会社に対する金融機関の態度が変化していると感じる。だからこそ資金調達ルートは多様化しておく必要があり、地域建設業経営強化融資制度はいろいろある資金調達手段の一つであると認識している。

同業他社にこの制度のことを尋ねてみると、意外に「知らない」という企業が多いことに驚く。中小企業の場合、社長が多忙で公的支援施策について、なかなか勉強している暇がないのが現状であり、口コミによって初めてこの制度を知る企業も多いと思う。

(B社)

この制度の利用を検討したのは、翌年度分の前払金の請求を発注者より待つように言われ下請業者に対する支払いが滞り、資金繰りに困っているところに地域建設業経営強化融資制度のパンフレットを送っていただき制度の活用を考えました。

実際にこの制度を活用し、現場での出来高を適切に評価していただき、スムーズに資金調達することができました。何よりも日常的な管理も含めて有効的な利用方法を社員一同で話し合う良い機会を頂くことができたことと感謝しています。

(C社)

地域建設業経営強化融資制度について建設業振興基金のHPで知りました。また地元の建設事業協同組合の担当者の方々から詳しい制度内容を教えていただきました。最初は恐る恐る利用しましたが、適切なアドバイスと対応により安心して利用できる制度であることが分かり現在では受注した建設工事の多くはこの制度を利用しております。

(D社)

地域建設業経営強化融資制度は工事出来高に応じてすぐに資金化できるので、下請建設業者等に対する支払が滞ることは少なくなりましたが、それ以上に地域建設業経営強化融資制度には国から建設業振興基金を通じた金利助成等があるので、最終の精算のときに、ほとんど金利がかからないことに驚きました。

低い金利で借り入れることができるこの制度を今後も利用したいと考えております。

本制度を実施している融資事業者及び相談窓口 (H24. 4. 1 現在)

(事業協同組合等 38 団体)

団体名称	連絡先
社団法人青森県建設業協会	017-722-7611
一般社団法人岩手県建設業協会	019-653-6111
宮城県建設業協同組合	022-263-1266
一般社団法人秋田県建設業協会	018-823-5495
一般社団法人山形県建設業協会	023-641-0328
福島県建設業協同組合	024-521-1227 *
社団法人茨城県建設業協会	029-221-5126
栃木県建設業協同組合連合会	028-639-2611
千葉県建設業協同組合連合会	043-247-3239
ジェイケー事業協同組合	03-5408-7741 *
都中建協同組合	03-3356-7711 *
石川県総合建設業協同組合	076-244-1554 *
山梨県建設業協同組合	055-235-0608
長野県建設事業協同組合連合会	026-228-7200
南城建設協同組合	0577-75-2201
益田建設業協同組合	0576-52-1165
高山建設業協同組合	0577-32-2131
飛騨大野建設業協同組合	0577-35-5577 *
清水地区建設事業協同組合	0543-64-5636
浜松地区建設事業協同組合	053-454-9012
天竜地区建設事業協同組合	053-926-1562
滋賀県建設業協同組合	077-524-1748

団体名称	連絡先
協同組合坂浅土木工業会	0749-62-3234
阪神建設業協同組合	0725-22-6300
愛媛県建設業協同組合連合会	089-943-5324 *
高知県建設業協同組合	088-872-8962
中村地区建設協同組合	0880-34-3100
福岡県建設業協同組合	092-641-5060 *
佐賀県建設工業協同組合	0952-23-0146
長崎県建設工業協同組合	095-826-9141 *
対馬建設業協同組合	0920-52-0374
熊本県建設業協同組合	096-364-6726 *
大分県建設業協同組合連合会	097-536-4800
大分総合建設業協同組合	097-536-3231
宮崎県建設事業協同組合	0985-23-3691
鹿児島県建設業協同組合連合会	099-256-4355 *
奄美大島建設業協同組合	0997-52-2721
沖縄県建設事業協同組合	098-878-1810 *

(民間事業者 3社)

北保証サービス株式会社(北海道地区)	011-241-8654 *
株式会社建設経営サービス(東日本地区)	03-3545-8534 *
株式会社建設総合サービス(西日本地区)	06-6543-2848 *

本制度は社会全体の効用を高める施設に関する民間工事も対象としております。お問い合わせについては、建設業振興基金(03-5473-4575)または上表*印がついている融資事業者へご相談下さい。